

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
告示 計量器定期検査の実施
土地改良区役員の退任及び就任
土地改良事業計画の認可
耕土培養地域の指定
肥料の登録
災害防止施設事業補助金交付規程の一部改正
土地配分計画の公示

◆教委告示

臨時教育委員会の招集
昭和三十一年度吏員昇任試験公告の一部変更
行政書士試験の実施

告示

鳥取県告示第四百二十二号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百四十条の規

定により、倉吉市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十一年九月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

検査日時 検査区域 検査場所

九月十七日 午前九時 倉吉市 上小鴨地区 上小鴨公民館
午後三時 午後三時 上小鴨地区

十八日 午前九時 小鴨地区 小鴨小学校
午後三時 社地区 社小学校

十九日 午前十時から 北谷地区 北谷公民館
午後三時 高城地区 高城公民館

二十一日 午前九時 明倫小学校 明倫小学校
二十五日 午前九時 成徳小学校 成徳小学校
午後三時 成徳小学校 成徳小学校

二十六日 成徳小学校 成徳小学校
二十七日 上井地区 上井公民館

二十八日 上井地区 上井公民館
備考 計量法第四百二十二条但書による所在場所で行う
定期検査については、実施の場所をその所在場所と

し、実施期間を昭和三十一年九月十七日から十月十六日までとする。

鳥取県告示第四百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十一年九月十四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

退任した役員の氏名及び住所

東郷湖周辺土地改良区

理事	松田昌造	東郷町松崎
秋田義治	羽合町久留	
益田安藏	東郷町田畑	
山田伝治郎	藤津	
山田善之助	中興寺	
森柳藏	引地	
田中稔満	宮内	

山田善次郎	野花
前田常盛	門田
平田村藏	長江
沢谷信晴	羽合町上浅津
亀谷順吉	
池本互	上橋津
神波勝衛	東郷町長和田
前田俊治	門田
中島二郎	羽合町上浅津
中井武雄	
中村国清	下浅津
松本時太郎	南田
福本梅治	橋津
本多不二雄	下浅津
河本房治	東郷町中興寺
梅田利康	羽合町上浅津
本高土地改良区	
理事 小山定吉	鳥取市本高

国分寺土地改良区

河原重三郎	
河原豊	
河原美一	
松本延二	
増田信太郎	
小松竜太郎	
山本多一郎	
松村勝美	
梶川茂実	
理事 横川莊吉	宇倍野村国分寺
加藤豊	
安木正実	
大久保宗一	
安木幸一	
河村良一	
森源藏	
壇床薫	津ノ井村杉崎

東郷湖周辺土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

治部田繁美	
松本与太郎	
大橋文治	
福田隆	宇倍野村国分寺
河村稔	
西村利直	
小林惣吉	津ノ井村杉崎
理事 松田昌造	東郷町松崎
秋田義治	羽合町久留
益田安藏	東郷町田畑
田中稔満	宮内
山田伝治郎	藤津
河本房治	中興寺
森清治	引地
長谷川眞雄	野花
神波勝衛	長和田

前田俊治	岡本亀雄	長谷川義信	島田安夫	中島二郎	中村武雄	川口毅	北田昇一	中村国清	松本時太郎	福本梅治	但馬吉太郎	監事 森柳藏	本多不二雄	藤原敏治	本高土地改良区	理事 河原豊	懸樋清治
門田		長和田	羽合町上淺津					下淺津	南谷	橋津		東郷町引地	羽合町下淺津	上淺津		鳥取市本高	

松村勝美	小原一雄	小松龍太郎	中山佐市	山本多一郎	河原美一	河原重三郎	梶川茂実	国分寺土地改良区	理事 横河莊吉	安木正実	米村巖	藤田武夫	福田親政	寺坂泰	加藤茂美	安木光義	治部田繁美
宇倍村国分寺																	津ノ井村杉崎

有本貞雄	佐々木茂	監事 馬場治美	河村稔	安木慶孝	佐野正己
鳥取市今在家	宇倍野村国分寺				鳥取市今在家

鳥取県告示第百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する第十条第一項の規定により、大田村第一土地改良区の新たに行おうとする土地改良事業計画について、昭和三十一年九月十日認可した。

昭和三十一年九月十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第百二十五号

耕土培養法（昭和二十七年法律第二百三十五号）第三条第一項の規定により昭和三十一年度における耕土培養（

酸性土壤改良）地域として次の市町を指定する。

昭和三十一年九月十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

指定郡市町名	指定面積
米子市	一五町
八頭郡用瀬町	二五〃
西伯郡西伯町	三〇〃
日野郡伯南町	九〇〃

鳥取県告示第百二十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十一年九月十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

工種	単位	計画高	出来高	比較増減(△)	備考	番号	施行主体	漁港名	位置	実績の概要			事業	負担補助の区分
										工種	数量	費		
記														
事業実績														
一 事業の目的														
二 事業の内容及び経費の配分														
(1) 漁港別、施行主体別事業内容及び経費の配分														
(2) 漁港別、箇所別、施行主体別、工事実績書														
工事実績書														

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

事業主体 代表者 氏 名 印

昭和 年度〇〇四半期事業遂行状況報告書

標記事業の遂行状況について左記のとおり報告します。

記

費目	工種	構造	材料	形状	寸法	数量	単位	単価	金額	備考
附表										
イ 単価表(単価の算出の基礎を示すもの)										
ロ 積量表(数量の算出の基礎を示すもの)										
ハ 図面										
計画設計平面図(特に漁港区域を記載したもの)										
縦横断面図										
構造図										
備考										
(1) 費目欄には、工事費、工事雑費及び事務雑費等の区分を記載する。										
(2) 工種欄には防波堤、岸壁、船揚場等の区分を記載する。										
(3) 構造欄には、工種ごとに方塊、場所詰コンクリ										

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

事業主体 代表者 氏 名 印

昭和 年度補助事業実績報告書

昭和 年 月 日 指令第 号に基き左記のとおり〇事業を実施したので災害防止施設事業補助金交付規程により報告します。

1 ト、石積等の区分を記載する。

(4) 材料欄には、工種ごとに使用する材料の名称を記載する。

(5) 形状寸法欄には、工種ごとに使用する材料の形状寸法等を記載する。

別表様式第四号の次に次の二様式を加える。

(様式第四号の二)

(漁港防災事業の場合)

番号

山守外二(笹ヶ平)	東伯	関金	野添	三	二、九八〇	
逢坂外四(逢坂)	西伯	逢坂	下市、殿河内	四	一〇、三三〇	
逢坂外四(林ノ峰)	西伯	逢坂	下市、殿河内	一	三、〇六〇	
溝口外二(宝殿)	"	岸本	小林	二	五、一〇〇	
溝口外二(岩立)	日野	溝口	岩立	一	四、三〇〇	
新屋	"	多里	新屋	二	八、二〇〇	
安蔵	鳥取		安蔵	二	五、六四〇	
小田村	岩美	岩美	荒金、外邑、高住	二	一、四五〇	
成器村	"	大成	新井	一	二、〇〇〇	
上私都村	八頭	上私都	明辺、麻生、野町	六	三、三九	
大村	"	用ヶ瀬	赤波、美成	三	三、〇〇〇	
山郷村	"	智頭	駒帰	一	一、〇二六	
鹿野町	気高	鹿野	広木	四	八、九二六	
由良(号原山)	東伯	大栄	亀谷	一	一、一〇一	
由良(徳昌)	"	由良	妻波	一	三、二二	
杜灘手	倉吉		今在家、国府	一	二、〇〇〇	
下郷(古布庄)	東伯		法万	一	一、〇〇一	

事業名	工種	事業費	年間事業費に対する%	前四半期までの出来高計	当該四半期出	出来高累計	備考

笠津	東伯	赤碕	笠津	二	1,400
一向平	東伯	野井倉	一	1,500	
舍人村	東郷	宮内	一	1,500	
高城村	倉吉	下福田	一	1,100	
栄村	東伯	下種、亀谷、上種	三	1,200	
浦安町	東伯	金屋	一	1,300	
以西村	赤碕	竹内	一	1,100	
逢坂外四(林之峰)	西伯	殿河内	四	1,200	
天津村	西伯	福成	三	1,000	
逢坂村	逢坂	住吉	一	1,000	
幡郷村	岸本	岩屋谷、坂長	二	1,200	
石見村	会見	諸木	二	1,200	
日野	石見	中石見	一	1,000	
逢坂外四(大山)	西伯	大山	一	1,200	
(門前)	名和	門前	三	1,200	
(大山農場)	加茂、門前	加茂	三	1,200	
(名和、庄内)	加茂	羽田井	四	1,200	
(興農)	東伯	中山	二	1,200	

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十六号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年九月十四日

鳥取県教育委員会委員長 大島 高藏

一日 時 昭和三十一年九月十八日 午前九時

一 場所 鳥取県教育委員会会議室

一 議題 鳥取県教育委員会会議規則

公 告

昭和三十一年度吏員昇任試験公告(昭和三十一年八月三十一日県公報登載)の一部を次のように変更する。

昭和三十一年九月十四日

鳥取県人事委員会

四 試験の日時、場所及び発表

第一次試験の場所の「鳥取市東町鳥取西高第二校舎(旧鳥取一中)」を「鳥取市立川町五丁目鳥取高等学校校舎(旧鳥取工業学校)」に変更する。

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条の規定により、昭和三十一年度行政書士試験を次の要領により実施する。

昭和三十一年九月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 試験期日及び場所

1 試験期日 昭和三十一年十月十二日(金)

2 試験場所 鳥取市東町 鳥取県庁

二 試験科目及び方法

筆記試験(1及び2については択一式方法により行う)

1 一般教養試験

2 専門試験(行政書士の業務に関し必要な法令につ

3 作文

三 受験資格

次の各号の一に該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者その他同法第五十六条第一項に規定する者

- 2 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して三年以上になる者

- 3 行政書士法施行細則（昭和二十六年四月鳥取県条例第二十号）第一条第二項の規定に基き、知事が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めた者

四 出願期間

昭和三十一年九月十四日から
十月三日まで

五 受験手續

- 1 試験を受けようとする者は、別記様式の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真（出願前一年以内に写した上半身手札型のも

の)を添えて、鳥取市東町鳥取県総務部地方課あて提出すること。

- 2 受験願書を提出するときは、試験手数料五百円（収入証紙）を納めること。

六 その他
この試験について不明の点は鳥取県総務部地方課へ照会のこと。

別記様式

行政書士試験受験願書

本
籍

現住所

氏名（ふりがな）

生年月日

私は行政書士試験を受験いたしたので別紙履歴書、写真及び受験資格を有することを証する書面を添えて
お願います。

昭和
年
月
日

名
印

鳥取県知事 遠藤茂殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 癸
 刷 行
 所 鳥
 鳥 取
 鳥 取
 鳥 取
 取 市
 取 東
 取 町
 取
 印
 刷
 所 鼎